府監第1606号 令和4年12月22日

請求人樣

 大阪府監査委員
 山本浩二

 同 岸本佳浩

 同 高橋明男

 同 中島野

 同 中務裕之

住民監査請求について (通知)

令和4年12月9日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

措置請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

1 監查対象事項

大阪府立東住吉総合高等学校(以下「学校」という。)の校内で実施された公益社団法人主催の各種検定(以下「本件検定」という。)に係る検定料(受験料)のうち試験場費(以下「試験場費」という。)について、担当職員(以下「担当者」という。)による不正処理(以下、後記3において「本件不正行為」という。)

2 監査対象事由

試験場費を、検定料負担者(校内受検者及びその保護者)への説明なく、担当者が着服したと推定できる。校長には監督責任が問われる。また、一部の受験者及び保護者に担当者が返金を行おうとしていた事実があり、事後処理においても事実の隠蔽工作が行われている可能性がある。

試験場費の処理について担当者より何ら報告も行われず、担当者により着服されている疑いが濃厚であるにもかかわらず、その真実を知らされず、すでに大きな金銭的被害が発生している。また、今後も類似不正行為が他校を含めて行われる可能性がある。さらに金銭的被害を大阪府が代位弁済することにより、大阪府に金銭的被害が生じる。

3 措置の請求

・ 本件不正行為について、府民への情報公開及び被害者への第三者(教育庁)

からの弁済

- ・ 担当者及び校長に対する処分(民事、刑事及び行政上の責任を果たさせること。)
- ・ 担当者及び校長が関与せず、第三者が処理を行うこと。
- ・ 弁済者(教育庁)が不正行為実行者へ求償権を行使する(担当者に不正処理 額を負担させる。)。
- ・ 教育庁に対し再発防止策の検討指示を行い、その結果について府民への情報 公開を行わせる。

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。
- 2 請求人が請求の対象としている行為は、学校で実施された本件検定に係る試験 場費の処理である。本件検定は、学校が主体的な学習指導や進路指導を行うこと を前提に、学校が主催する業者テスト等として、学校の生徒を対象に実施したも のである。

行政実例(昭和23年10月12日自発第901号)によれば、公金とは「法令上当該地方公共団体又はその機関の管理に属する現金、又は有価証券をいう」とされており、本件検定に係る受験料は、受益者が負担するいわゆる私費であって、法令上府又は府の機関の管理に属する公金には当たらない。

また、学校が主催して校内で実施しているので、府が公金を賦課・徴収する場合に当たらない。

さらに、法第237条において、「この法律において『財産』とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう」とされており、現金は法上の財産には該当しない。 以上を踏まえると、本件請求に係る行為は、法第242条第1項の財務会計上の 行為又は怠る事実に該当しない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。